

習志野市樹木剪定等業務委託標準仕様書

1. 目的

本市の公園、緑地、緑道、街路樹等の管理業務は現在、年間を通じ計画出来る範囲について年間管理方式による業務を行っております。しかしながら、近年、樹木の生長による巨大化に伴い緊急的な業務が多数発生しております。

このことから、本仕様書では、緊急的に発生した以下の項目について、安心して安全な樹木管理を行う為の業務を行うことを目的とする。

- 1) 道路上における信号機、各種標識、誘導標、照明灯等、交通安全上支障となる樹木や視界が妨げられている樹木
- 2) 交通事故の当て逃げや、腐朽菌による枯損木や倒木等恐れのある危険な樹木
- 3) 近隣住宅地等に及ぼす日照、防犯、枝葉の競合等障害のある樹木
- 4) 施設を利用する上で障害のある樹木
- 5) 強風(台風は除く)時における損傷枝や倒木等恐れのある危険な樹木
- 6) その他緊急剪定等を要す樹木

2. 実施場所

市内全域とし、地形は平地を標準とする。又、立地条件、作業状況の悪い場合とは、法面地(崖地)や交通量が非常に多く作業の中断を余儀なくされるなど等における作業箇所とする。

3. 契約期間

令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

4. 実施方法

樹木の剪定、間引き伐採等について、市からの要請に基づき、随時対応できるものとする。委託業務においては、市と協議し策定した作業計画に基づき、市が目的とする業務を完遂させること。

5. 安全対策

本作業実施中は、事故防止に万全を期して安全管理を図り、円滑に業務を遂行すること。

6. 剪定枝等の発生材の運搬について

受託者は迅速かつ安全に発生材の運搬をしなければならない。

7. 業務の内容及び支払方法

- 1) 市の指定する搬入先までの運搬
- 2) 作業方法については、別紙の『習志野市公園・緑地・緑道等維持管理標準仕様書及び習志野市街路樹及び樹木剪定等維持管理標準仕様書』に基づき行うこととする。
- 3) 支払いは、別紙のとおり単価契約とする。

8. 提出書類

- 1) 作業完了届
- 2) 請求書
- 3) 発生材報告書(第6号様式)
- 4) 計量表の写し
- 5) 図面により剪定箇所わかるもの
- 6) 樹木剪定等委託作業内訳(第7号様式)
- 7) 写真(前・中・後を撮影し、提出する)

9. 疑義

本仕様書に規定されていない事項で疑義が生じた時は委託者、受託者協議のうえ決定するものとする。

10. その他

契約単価については、業務依頼後の作業計画から業務完了までの全ての必要経費含まれるものとする。

11. 適用範囲

- 1) この仕様書は、習志野市公園緑地課が発注する樹木剪定等委託作業に適用する。
- 2) この仕様書に定めのない事項については、「千葉県土木工事標準仕様書」の定めた仕様に基づき履行する。
- 3) 本仕様書と特記仕様書の定めが異なる場合は、特記仕様書の定める仕様に基づき履行する。